令和3年2月1日消防長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の普及を図り、 高齢者又は障がい者(以下「高齢者等」という。)の生命、身体及び財産を火災から守るため、加古川市消防本部管内に居住する高齢者等の世帯のうち、世帯の構成 員自ら住警器を取付けることが困難なもの(以下「設置困難世帯」という。)に対 し、住警器の取付支援(以下「取付支援」という。)を実施するために必要な事項 を定めるものとする。

(取付支援内容)

第2条 取付支援は、設置困難世帯のうち、未設置世帯(一部未設置世帯を含む。) 及び老朽化等により住警器の取替えが必要な世帯に対して消防職員が住警器の取付 けを行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは対象外とする。

(対象世帯)

- 第3条 この要綱による取付支援を受けることができる世帯は、次に掲げる者で構成 されている世帯とする。
 - (1)65歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) その他消防長が支援する必要があると認める者 (申込み)
- 第4条 この要綱により取付支援を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、 住宅用火災警報器取付支援申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を消防 長に提出しなければならない。ただし、申込者が身体的理由等により申込書の提出 ができない場合においては、申込者が認めた者(以下「代理者」という。)が提出 することができる。

(取付支援条件)

- 第5条 申込者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 取付けを行う住警器を事前に用意できること。
 - (2) 住警器の取付けに必要なネジ等を用意できること。
 - (3)取付支援に際して、申込者が立会えること。ただし、立会えない場合には、代理者が立会えること。

(取付支援の決定)

第6条 消防長は、申込書の内容から取付支援が必要であると判断した場合には、取 付支援を実施するものとする。

(取付場所の確認)

- 第7条 消防職員は、取付支援を実施する場合において、設置場所の確認を行い、取付けが困難であると判断したときは、取付けは行わないものとし、申込者に対して住宅用火災警報器取付支援延期同意書(様式第2号)の提出を求めるものとする。この場合において、上記に規定する取付支援の延期の同意を得た場合、申込者からの再要請により再度取付支援を行うものとし、申込書の提出は省略するものとする。(免責)
- 第8条 消防長は、次に掲げる事項について、賠償の責任は負わないものとする。ただし、取付支援を実施する消防職員に、あきらかな過失がある場合は、この限りでない。
 - (1) 取付支援に関する天井、壁及びその他取付支援に必要な部分の汚損、毀損等
 - (2) 取付支援後の住警器の保守管理等
 - (3)取付支援を実施した住居における火災その他の災害による被害 (記録簿の作成)
- 第9条 消防長は、取付支援が完了した場合に、取付支援状況記録簿(様式第3号) を作成するものとする。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。